

【公開用】平成 30 年度 第 4 回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日等 平成 31 年 2 月 15 日（金）午前 9 時 30 分から 11 時 20 分まで

2 開催場所 亶理町役場仮庁舎 2 階大会議室（委員協議：小会議室）

3 出席者

(1) 入札監視委員会

出席者 奥村 誠 委員長職務代理（大学院教授）

太田 和子 委員（税理士）

高橋雄一郎 委員（税理士）

欠席者 佐藤 英世 委員長（大学院教授）

真田 昌行 委員（弁護士）

(2) 説明員（説明のため出席した職員）

都市建設課長、都市整備班長

上下水道課長、施設班長

学務課長、学務課専門官

(3) 事務局

企画財政課長、財務班長、財務班主幹、財務班主事

4 開催内容

(1) 開会の挨拶（入札監視委員会委員長職務代理）

(2) 入札及び契約手続きの運用状況等報告（企画財政課長）

（入札制度改革の概要・実施状況、平成 30 年度までの取組状況、辞退理由集計結果等）

(3) 事案審査（平成 30 年度上半期入札案件の中から抽出）

① 平成 30 年度 西鹿島西橋橋梁架替工事【都市建設課】

② 平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事【都市建設課】

③ 平成 30 年度 亶理町立中学校外国語指導助手派遣業務委託【学務課】

④ 平成30年度 荒浜雨水ポンプ場6号ポンプ修繕（緊急その2）【上下水道課】

⑤ 平成30年度 亶理町町立小・中学校消防用設備等保守点検業務委託【学務課】

入札監視委員のみで審議案件について協議 ⇒ 今回は、意見具申無し

(4) 次回抽出担当委員の確認

(5) その他（亶理町から入札監視委員会への相談事項：町内業者の優先指名について）

○総合評価方式や業者のランク分けは、客観的で合理的な理由により設定をすべき。

町内業者を優遇しすぎる設定は、町の裁量を超えて違法になる可能性がある。

法律から見て、能力のある業者を広く募り、一般競争入札させるのが基本であり、それを逸脱して、特殊な事情を勘案するのは、むしろ例外、法律の考え方に従うべき。

○町内業者の優先指名について、この入札制度改革に至った直前の問題を考えるならば、他の団体がやっても、亘理町が行うのは最後。他がやっていない段階で、問題を起こしたところが、先にやるという事はありません。

○入札に応じる業者が少ない案件をどう減らすか、応札者を増やし、競争性を高める事を課題として、入札監視委員会を行っている。ランク分けをして、適材適所という考えも合理的とは思いますが、より上のランクを目指す会社に門戸を閉ざすことにもなる。門戸を広げて多くの業者が参加できるように考えるのが入札のあるべき姿と思う。

○今まで1者入札だったケースもあり、入札参加者を増やすことを目指している中で町内業者と町外業者を分けると、また、入札参加者が少なくなることも考えられるので、入札制度改革に逆行している。ここは慎重に、まずは門戸を広げて、入札参加者を増やす方向で考えてきたので、それをやり遂げた後にする話だと思う。

(6) 閉 会（次回開催は、7月頃予定：対象範囲は、平成30年度下半期入札分）

5 主な指摘事項等

辞退理由の記入など改善が進んでいることは評価する。辞退理由の「その他」欄を「特に（ ）」や「他の理由（ ）」にするなど、書式を工夫して理由の未記入が無いように改善をすること。

以下議事録

事務局 初めに、本日配布いたしました資料について説明します。配布資料の一覧は、委員の皆様事前に送付しました資料及び本日配布資料の一覧です。

資料1は、次第 2番の「入札及び契約手続きの運用状況等報告」で使用する資料です。

資料2の「抽出事案等説明書」は、次第3番の事案審査の時に使用する資料です。

資料3は、今回の審査対象、平成30年度上半期入札分の審議案件抽出用資料です。

各抽出案件の説明員として、亘理町各課の担当者が出席しております。

亘理町からの相談事項は、次第 5番の「その他」で使用する資料です。先日、各委員の皆様にも送付させていただきました質問事項と本日公用で欠席されております委員のご意見を添付させていただいております。

開会の前に、亘理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めにより、会議成立の要件である、委員の過半数が出席しているため、会議の成立を確認しました。

それでは、第4回亘理町入札監視委員会を開会します。

(1. 開会のあいさつ)

事務局 本日、委員長が公用のため欠席されておりますので、平成29年7月27日に開催されました、第1回入札監視委員会におきまして、入札監視委員会条例第4条第3項の規定により、委員長より指名されました、職務代理者よりご挨拶をいただきます。

～ 委員長職務代理者よりあいさつ ～

委員会 大学の人間という事で、いわば第三者的なことを担当できるかなというところもありまして、不束ですけれども務めさせていただきます。後の相談事項については、私自身の考えもありますけれども、委員長から丁寧なご意見をいただいておりますので、大変心強く思っております。よろしくお願いいたします。

(2. 入札及び契約手続きの運用状況等報告)

事務局 つづきまして、企画財政課長から入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行います。

～ 企画財政課長から現在の入札の運用状況等について報告 ～

事務局 それでは、本日はよろしくお願いいたします。

資料1に基づいて、これまでの入札制度改革の取組状況と執行状況について説明します。

特に入札制度改革の実施状況のところ、これまで平成28年度から入札監視委員会の皆様のご意見を最大限に活用、参考にさせていただいて取り組んでおりますが、例えば町外業者の指名というのも、競争性の確保ということで、ご意見いただいたことを基に、平成30年度から2社以上の町外業者を指名するようにしました。

また、地域要件の基準設定について、曖昧だった地域要件を各入札の条件に基づいて制定しました。第3回入札監視委員会（平成30年7月19日開催）以降に取組んだものなとして、特に入札辞退理由の追加ということで、今後、入札参加者の確保のためにも、辞退者の理由というものを明らかにすべきではないかということで、入札辞退届の中ほどに1番から7番とありますが、この理由を記載していただいて、運用するようにしております。平成30年12月からの運用になっておりますので、件数は多くはないですけれども、これらもう少し集計して、今後の役にたてていきたいと考えています。

これまでの入札執行状況ということで、工事、委託、物品、合計ということで、平成28年度から30年度の1月末現在で集計しております。落札率に加重・単純とありますが、単純というのは落札率の平均で、例えば、100%と50%の落札率であれば、75%が平均ですが、加重平均というのは、落札金額合計と予定価格合計で算出するというので、こちらの方がより、精度としては高いと判断しております。加重平均で確認していただきますと、平成28年度は95.16%だったのが、平成29年度は86.47%、平成30年度に至っては、82.65%と、明らかに落札率が低下している傾向があります。単純に落札率が低いから良いというものではないかもしれませんが、入札制度改革の一つの成果ではな

いかと考えているところでございます。

事務局 ただいまの報告に関しまして、ご質問はございませんか。

それでは、次第、3番の事案審査、4番の次回抽出者の確認につきまして、委員長職務代理者に進行をお願いいたします。

(3. 事案審査)

委員会 それでは、本日の抽出事案から事案審査に入ります。

資料2の最初のページをご覧ください。元々最初にいただいたのが、資料3にあたるリストになりまして、その中から抽出しました。全体で165件ございまして、前回の事例を見ると5件ということでしたので、入札方法が大分類ごとに分かれておりますし、工事、或いは業務委託という性質が中分類で分かれております。165件を単純に4とか5で割ると30件から40件くらいの区切りで1件ずつ抽出となり、一般競争入札によるもの、指名競争の工事、指名競争の工事以外、随意契約ごとに各1件抽出し、競争性の担保という一番重要な目的から考え、落札率が高く、かつ金額の規模が大きいものが重要ではないかと考えました。一方で、予定価格に比べて結果的に入札率がかなり低い案件というのが、いわば世間で対応できる価格に比べて、予定価格の算定があまりというか、高過ぎるのではないかという懸念もありますので、その4件とは別に落札率が低い案件を一件抽出して、そういうところに問題が無いかを確認したいと考えました。以上の3つの考え方に従いまして、4つの区分の落札率が高いもの、それについては、競争性が担保されていたかどうかの確認が必要だと考えました。5件目として、逆に落札率が低いもの、しかも、ある程度規模があるものということで、予定価格算定の問題を確認したいという事で抽出をいたしました。結果、1件目が一般競争入札の土木工事の「西鹿島西橋橋梁架替工事」、2件目が指名競争入札の土木工事の「町道五十刈線道路改良工事」で、これらは特に応札者が少なく、指名しているが応札者が少ない、競争性がないことが、落札率が極めて高いことに繋がっているのではないかとということで確認をしたいということです。

3件目が指名競争入札の物品役務の案件でかなり性格は違うと思うのですが、中学校への外国語指導助手派遣業務委託です。最初に同事案の不調案件で入札をされたのですが、全社辞退されてしまって、その後、2回目で指名数3、応札数2となって、結果的に高い落札率となっておりますけれども、1回目参加しなかった業者が2回目参加していますけれども、何か理由があるのか、或いは予定価格を見直したのか、といったことを確認させていただきたい。

4件目が随意契約の機械工事で「荒浜雨水ポンプ場6号ポンプ修繕」ですけれども、実

は、同じような機械工事の案件がありまして、結局同じ業者に随意契約で行っているのですけれども、特に随意契約でしなければいけない理由があったのかどうか、或いは同じ機械工事の様に見えるので、前の案件で直っていないところが、また壊れたのか、前の案件で直すのが不十分だったからじゃないのかとか、そういう疑念もありますので、少しどうい状況だったのかご説明をいただきたいと思っています。

5件目が、先ほど言いました、逆に落札率が低い案件ですが、指名競争入札で物品役務の「亘理町立小中学校消防用設備等保守点検業務委託」を抽出させていただきました。以上でございます。

① 平成30年度 西鹿島西橋橋梁架替工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格を公表している）

工事種別：土木一式工事

入札公告：平成30年 9月12日

入札開札：平成30年 9月28日

入札参加業者数：1社（うち辞退業者0社）

予定価格（税込）：32,786,640円

契約金額（税込）：32,778,000円（落札率：99.97%）

委員会

それでは、順番に1件目から審議をしていきたいと思います。先に委員の皆様へ資料を送っていただいているところでもありますし、今回の資料の後半のところそれぞれの説明があるのでご覧いただきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。或いは、無いようでしたら私の方から、入札の参加業者1社で入札者が1社というところで、業務としてそれほど特殊なのか、或いは、入札を出した時期とか、同一時期に何か、似たような工事がある、普通だったら入札してくれそうな業者が忙しくて参加できないとか、その辺の事情についてご説明いただけますか。

説明員

こちらの「西鹿島西橋架替工事」につきましては、一般的な橋梁という工事ではなく、用水路に架かっている橋を函渠工としてあげている、プレキャストボックスカルバートという2次製品の四角い箱状の製品を据え付ける工事になり、難しい工事ではございません。用水路に架かっている橋をかけ替えますので、時期的制約というのは、用水の始まる4月5月までには確実に終わらせなければいけないということで、ある程度の時間的制約はございます。一社しか応札がなかった理由につきましては分かりませんが、特殊な工事ではないと思います。あと、この工事の前に「中央第3-2号雨水幹線工事」という上下水道

課で発注した工事がありまして、こちらが「西鹿島西橋橋梁架替工事」と同じ業者になるのですが、こちらの工事が、9月7日に入札を行っておりまして、同じ場所ではありませんが、同一区域、同じ工区の工事でしたので、こちらで先に同業者が落札しているものですから、応札者がいなかったのかなとも考えられると思うところもございます。

委員会 ありがとうございます。委員の皆様なにかごませんか。

委員会 結果的に1社参加で、1社が取られていますけども、入札に参加可能だった業者の数というのは、どのくらいあるのでしょうか。

説明員 条件付一般競争入札で、亘理町近隣の十数市町が対象なので、恐らく100社以上はあると思います。

委員会 入札者が1社で、落札率が99.97%とほぼ100%に近いというところで、先ほどおっしゃられたように、他工区の工事を落札した業者がその関連で受けるのではないかと、付度したのではないかとといった形で1社になったのではないかとすると、この100%に近い落札率というのは、周りのものもそういうものだと、業者自体が周りを考えてという事は、よくあることですか。

説明員 そういうことではなく、同一工区内とか近い現場で、交通規制とか、そういったところが、業者間で混雑してしまうとか、そういうこともあるので、業者が入らなかったということもあるのかも分からないです。付度したかどうか分からないです。

委員会 そういう合理的な理由で、一緒の工事を行う方が有利になることはありそうな話ですよ。二つの工事を同じ地域でやるために周りの状況を整えるような調整事というのは、どちらにしてもやらないといけないことだから、二つの工事を一緒に考えながら進めると効率的にできるというのは、あるかもしれないですね。仮に、もしそういう合理的に節約が可能になるような状況があるのだったら、そのように同一の業者に受けてもらって、その分安くしていただければありがたいですよ。一方で町の側としては、隣接する場所の工事であっても、工事や予算の性格が異なるものだとそれらをまとめて一つの工事として入札にかけることは実際にはできないということもあると思います。

もし、今のような説明のことがあるとすると、似たようなところで、今後、どういう関連しそうな仕事か、発注される見込みがあるのか、ということをお知らせしてお

く必要があります。なぜならそのような情報がないと、ある所の工事を請け負ったけれども、たまたま一緒に効率的に進められるような別の工事の入札があるということになると大変得になる。つまり、その最初の仕事を取るかどうかという事自体が、後々の別の工事を有利に進められるかどうかに影響してくるということは、あまり望ましいことではないことですよ。とすると、今年はだいたいこういうところでこういった感じの仕事を発注できそうですという事前の情報提供が結構大事なのではないか。今、全般的にどのような体制ですか。

事務局 250万円以上の工事につきましては、工事の発注見込というのを毎月公表しています。施工場所まで入っている工事の内容を毎月初めに更新して、亶理町のホームページで公表している状況で、ほぼ業者と思われるのですが、ホームページ閲覧数も結構あります。

委員会 それは、何か月先というのも解るのですか。

事務局 一年間分あります。発注時期が四半期毎に分かれておりまして、この工事は第一四半期に発注とか、発注後は網掛をかけて消しています。

委員会 現場が近く、同じ業者が続けて取れば、効率的に動けるという事は十分考えられて、それに必ず近くの業者が取るということは、確実なことではないのですが、これは、予定価格を公表している工事ですから、一社入札で、ほぼ100%に近い価格を入れるという動きは、民間的にはあたり前で、他の業者も入りたいと思うような情報提供なり、特段、特殊な工事ではないというお話だったので、近隣の業者が取ることが一番自分の会社としての利益が出せる工事ですけれども、他に100社の参加資格がある業者がいるのに、なぜ1社しか参加しないのかというところが、どうしても理解できないのですが。

事務局 予定価格の事前公表は、悩ましいところで、1社しかいなかった時点で、企業側は利益を追求するのはあたり前で、100%に近い額で応札すると思います。去年は、この点を改善する方法として、予定価格5000万円以上の案件は、1社だけ応札の場合は中止という事にさせてもらっています。今後その取扱いについて、金額をもう少し下げていくべきかという議論はさせていただいて、それが仮に3000万円以上の案件についても1社応札ならやり直しということが必要だと判断されればそうしていくことになります。逆にすべての工事をそうしてしまうと、スケジュール的なこととか、悩ましいところがでてくる

ので、今の限界も垣間見えるというのが現状です。

委員会 応札者が1社だったというケースの比率は、どのくらいですか。

委員会 この資料は、落札率順に並んでいるので、落札率の高い入札の方が応札者1社の案件が多く、落札率が高止まりになるのは明らかです。一方で、先ほどありましたように価格が大きいものは町として手間をかけていただくというものはあるけれども、小さいものまで全部それをやると手続きがものすごく煩雑というか、何回もやらなきゃいけないという話になって、そこまで手間をかけるほどのものなのかという話もありますね。資料を見る限りは、やはり応札者が少ないと明らかに落札率は高くなってしまいますので、基本は応札者を複数きちんと確保するようにすること。

委員会 似たような工事が応札数1になっているということはあるのでしょうか。一般競争入札が原則なのでしょうけども、毎年行う工事で応札者が1社になるような工事があるのであれば、指名競争や随意契約の方が、もしかしたら適しているケースものがあるのではないですか。

事務局 どちらかというと時期的な問題で1社になることが多いです。平成29年度後半は1社しか入札に参加しないという事案が多く見受けられました。平成30年度に入ってから、平成29年度にくらべれば少なくなりました。

② 平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事

入札方式：指名競争入札（予定価格を公表している）

工事種別：土木一式工事

入札通知：平成30年 7月26日

入札開札：平成30年 8月24日

入札参加業者数：5社（うち辞退業者4社）

予定価格（税込）：113,070,600円

契約金額（税込）：112,968,000円（落札率：99.91%）

委員会 2件目の「町道五十刈線道路改良工事」です。こちら、指名競争入札で5社指名した案件です。委員の皆様から質問はございますか。

- 委員会** 5社指名されて4社辞退というと、1者以上の応札を得ることを十分想定していた案件だったといえるのですけれど、前回の委員会で辞退された方の辞退理由を可能なことであれば聞いてもらうことをお願いして、実際に調査していただいていますので、そこからなにか理由が少し見えてくるのかなと期待しています。辞退理由の調査は、競争入札を改善できる、前向きな取り組みであるという気がしています。
- 委員会** 先ほどの辞退理由の調査は12月から始めていただいているのですよね。前に戻りますが、辞退の理由で「その他」と書いていますが、どれくらい具体的な理由を書いていただけるものですか。その他に○を入れてあとは空欄という事は無いですか。
- 事務局** 最初は、その他に○をつけて理由を書かない事が多かったです。
- 委員会** 先ほどの資料の中で具体的に書いていただいているのは、その他理由のところに書き出ししていただいているのですね。こちらの案件では。
- 説明員** こちらの工事につきましては、JRの踏切の直近で工事するため、鉄道工事に精通している業者を指名しています。こちらは、列車の見張りとか、確認とか、JR関連の資格を持っていないと工事をやれないものですから、こういった形で、指名をしています。
- 委員会** その内容というのは、この仕様だと、同種工事実績のある業者、具体的には、「建設工事等執行規則第8条の規定により」と書いてありますけど、具体的な条件というのは、きちんと明示化されているのですか。
- 説明員** この工事の特記仕様書に、JRの建設工事で制限があるところをうたっておりますので、鉄道の建設で管理者がいないと出来ないということは解るようになっています。
- 委員会** 特殊な事情があるから、それを考慮して指名者を限定するという必要性があるのだろうけれども、出来るだけ最低限の基準を満たす中で広く選んでいただかないといけません、厳しい基準を満たす少ない業者を指名すれば、当然残る数もお少なくなるということが可能性としてあります。出来るだけ、最低限これだけは満足しなければいけないという条件を明らかにしたうえで、それを満たす限り、出来るだけ多くの業者に声をかけるという戦略で臨まないと、一社かゼロになってしまう。

説明員 別件の生活基盤施設耐震化の水道工事で、金額が5000万円未満ですけども、条件付き一般競争入札ということで、JRの建設工事であるという条件を付けまして、発注の公告はしたんですけども、応札者ゼロの不調が2回ということもありまして、3回目の入札で、今度は指名競争でJR関連工事が出来る業者という事で指名した結果、やっと1社受けてくれたという経緯がありまして、都市建設課でも、条件付き一般競争ではなく、指名競争入札ということで発注した経緯があります。

委員会 二つの工事は、どんな関係にあるのですか。同じ場所ですか。

説明員 同じ場所です。発注も同時期になります。水道工事を先に発注して、先に終わらせたかったんですけども、2回不調になってしまって、時期が遅れまして、指名競争という事でやっと、受け取っていただいた業者が1社。そのほぼ同じ時期に都市建設課の道路改良工事も同じ様に指名で出したという状況です。

委員会 この2件の工事は、目的が違うとはいえ、同じところですのでしたら、2件の工事を1件の工事として発注した方が、簡単に出来たということはありませんか。

説明員 最初に出している工事は、水道工事で、線路の両側に立坑を掘りまして、推進工事をし、水道管を通すという工事です。

説明員 都市建設課の工事は、踏切を拡幅するJRに委託する分もありますが、それに付随する形で、踏切前後の道路を広げるという工事です。

委員会 それらをひとつの工事としてする訳にはいかない？

説明員 こちらは交付金事業で別になっています。

説明員 建設法上の発注形態というのが、道路工事に関しては、土木一式工事で、水道工事は、水道施設工事という違いがあります。

説明員 水道施設の工事ができる業者でJRの工事ができる業者ということで指名しております。

委員会 この時期に特殊な復興事業が増えているという事もありますけども、後が結構切られてい

て、しかも、同じような場所で、違う目的の工事を同時にしないといけない状況があるからかもしれないですけど、結局、先ほどの1件目の案件と同じで、同じところで別々の工事を別々の業者がやるよりは、普通に考えれば、両方できる同じ業者がやるほうが合理的な感じもします。建設で特に時期も重なって同時にやらなければいけないのは、今の時期の特有の事情かも知れないので、それを一般化して考えなければいけないのかどうかは分かりませんが。工事の種類分け方というのは、一定の考え方があって、土木工事なら土木工事、水道工事なら水道工事で、別の工事だというふうにするのが普通であって、それに従っているということですね。

説明員 そのとおりです。さらには、2か月位前に発注しているのですが、そこから、1回不調、2回不調となって、結果的にこの時期までに発注しないと今度は道路工事の方が遅れてしまうという特殊な事情もありました。

説明員 工程調整で、最初に水道工事を発注して、水道の移設が完了してからでないで道路工事に入れないということで、先に水道工事を発注はしたのですが、受け取ってくれるところがなかなかなくて、ずれ込んでいってしまったという状況です。

委員会 難しいところですね。抱き合わせが出来る業者となると、また、数が限られてしまうから。

委員会 今の事情があったとして、同じ日に建設と水道と同じ日に入札していますが、工事期間も同じですか。

説明員 1ヶ月くらいずれています。

事務局 上下水道の場合はすぐに着手できるのですが、都市建設課の案件は議決案件なので、議決した次の日から初めて契約になるので、1ヶ月くらい着手日のずれが出てきてしまいます。

委員会 工事時期が重なっているのであれば、実質的に応札は可能だったのかと思ひまして、工事時期がずれているのであれば、別の業者が請け負ったとしても、それぞれの業者でやれたという事ですよ。

③ 平成30年度 亘理町立中学校外国語指導助手派遣業務委託

入札方式：随意契約（予定価格は公表していない）
業種：業務委託（役務の提供 その他のサービス）
入札通知：平成30年 4月19日
入札開札：平成30年 4月27日（見積執行）
入札参加業者数：3社（うち辞退業者1社）
予定価格（税込）：25,319,679円
契約金額（税込）：24,728,760円（落札率：97.67%）

委員会

3件目の案件に行きたいと思います。3件目の「亘理町立中学校外国語指導助手派遣業務委託」の審議ですけれども、委員の皆様から質問・ご意見ありますでしょうか。

これは、1回目不調になって、2回目をされていますが、1回目は指名競争入札、2回目も指名競争入札ですけれども、その指名先というのは変わっているのですか、それとも1回目はダメだと言われたけれども、同じところに指名をして、2回目も受けていただいたということでしょうか。

説明員

第1回目の入札が、全社辞退の不調になりまして、業者の方に確認をしたのですが、まず、前段の話がありまして、前年度までのALTは、派遣されていた二人のうちひとりが、本当に休み勝ちで、授業に支障が出ていました。それと、派遣された二人とも、発音の訛りがひどくて、各学校の評価が本当に芳しくなかったというのがありました。それで、入札する際に29年度までの仕様書に4項目を加えました。まず、1番目に心身ともに健康であること。2番目に出身国の高等教育機関の卒業生であること。3番目に英語の現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身につけ、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。4番目に日本国法令を遵守する意思を有する事という項目を加えました。その結果、入札の時期が、予算が成立した後に発注をかけるものですから、派遣業をやっている業者が今3社しかなく、亘理町の仕様にあった人材を探すのも、この短期間の中で、例えば3月の中旬にやって、4月から授業に出てくるというようなことを言われても、人材を確保する時間がない。というのが、各社が辞退した主な理由です。そこで、各社に聞いてみたところ、業者が人材を研修する期間が欲しいという要望でした。人材を呼び寄せて、最低でも2ヶ月～3ヶ月あれば、色々なことが出来る、2ヶ月の猶予があれば、亘理町が求めているALTを確保することができるということで、その辺の仕様を変えました。各社が言うのには、外国人を雇用するのに、単年度契約では、外国人の賃金体系などいろいろ不安定

になるので、6月からの契約として、2～3ヶ月の猶予をもって、3年間の契約といたしました。そうすれば、ALTも落ち着いて、教育することが出来るし、対応できるのではないか、ということです。以上がこれまでの経緯です。

委員会 今、ご説明の中にありました、3社しかいないというのは、日本全国で3社しかいないということですか。そうではなくて、ここへ派遣してもらえるような可能性がある業者が、3社しかいないのですか。

説明員 指名参加者の登録をしているのですけども、その中から選んでいます。

説明員 我々としても、学校の先生方が、こんな先生だったらいいなという人材を確保したい。ですから、こういった指名競争入札が妥当かどうかというのも、見直さなければいけないのかと思う。他の市町村を見ても、その先生を確保するために、指名競争ではなくて、雇用方法を検討している市町村があると聞いていますので、どのような方法がいいのか、模索しています。

委員会 外国人の方に限られた派遣になるのですか。帰国子女とかではなくて。

説明員 生の英語を子供たちに聞かせたいというのがありまして、そこで、外国人の派遣となっております。それから、外国人と子供たちを触れ合わせるといふか、そういう交流をもたせるといふことで、異文化を体験させるという意図もあります。

委員会 今、随意契約だから、一般競争入札ではないので、こういう形態がいいのか、町の職員として雇って、というやり方も有ると思います。どっちがいいのかは分かりませんが。

説明会 この料金体系は、厚生労働省が決めている労働者派遣事業報告書の集計結果とか、特定労働者派遣事業の派遣料金と就労する日数で算出しているもので、各会社もそういったことで労働基準局の指導もあると思いますので、算出額はそうは違わないと考えられるので、予定価格に近い高止まりの額になるのではないかと推察されます。

委員会 こういうのは、逆に言うと安ければ良いってものではないですよ。

説明員 学校ではスキルの高い先生をほしいと言われるので、悩ましいところがあります。

- 委員会** 資料の後ろに入札の経過記載書というのがあって、第1目、第2回で辞退というのがありまして、840万円というのが一年間の金額でしたが、1年間だとやはり無理があるということ、結局のところ3年間の契約にして、この金額になったと。
- 説明員** 実際、業者の方に1回目の時に辞退された理由を聞いてみました。実際のところ最初から辞退したかったそうです。理由は先ほど申し上げたとおり、半月の間で人材を確保するというのは、専門業者からしても並大抵のことではない。亘理町の仕様に則した人材を連れてくるとなると、大変なことなので、辞退したかったということでした。
- 委員会** そうすると、継続的に町として、この事業が必要だという認識があれば、実績が上がっていて、町民の理解から考えても継続的にやるというのが当たり前になっている事業なのであれば、準備の期間が早く取れるような体制というのを考えていただいた方がいいと思います。これもまた、キリが6月になりますから、3月で3ヶ月よりは期間があるとはいえ、また、その時の議会でなかなか予算の成立が遅くなったりするとまた困ることになりますから。
- 説明員** そういったこともいろいろと協議していきたい。
- 事務局** 債務負担行為をするなりですね、検討していきたいと考えております。
- 事務局** 今、プロポーザル方式や総合評価方式というのがあって、要は価格だけではなく、技術的な面などの総合評価をして、そういうのも検討しなければと考えます。ただ安ければ良いという訳ではなくて、今のお話にあったように、スキルの高い先生に来ていただくというのが一番だと思います。そういうのも検討はしていきたいと思います。
- 委員会** 子供さんの勉強のことですから、今回の契約は、6月1日から5月31日までという期間になっていますけど、次回は是非4月に新しい方が来ていただけるような体制を早めに取り上げていただくように、予算等うまく擦り合わせて4月から新しい体制になるように考えていただければと思います。

④ 平成30年度 荒浜雨水ポンプ場6号ポンプ修繕（緊急その2）

入札方式：随意契約（予定価格は公表していない）

業 種 : 機械器具設置工事
入 札 通 知 : 平成30年 7月 5日
入 札 開 札 : 平成30年 7月13日 (見積執行)
入札参加業者数 : 1社 (うち辞退業者0社)
予定価格 (税込) : 33,234,840円
契約金額 (税込) : 32,292,000円 (落札率: 97.16%)

委員会 それでは、4件目の「荒浜雨水ポンプ場6号ポンプ修繕 (緊急その2)」ですが、皆様から質問、ご意見はございませんか。

説明員 それでは、この工事の随意契約に関する流れについて説明させていただきます。まず、同一機械工事案件の随意契約の経緯からご説明いたします。まず、荒浜雨水ポンプ場では、通常5号ポンプと6号ポンプというポンプがありまして、この2台で交互運転をしながら常時排水をしており、今回6号ポンプが故障してしまいまして、緊急修理を要することとなりました。ポンプは特定のメーカー製であるために、日頃からメンテナンスをしている、業者と随意契約をしまして、関連工場に運んで、分解して詳細な故障個所の確認をしたというのが、緊急その1業務です。詳細な点検の結果、修繕が必要な箇所が判明しましたので、緊急その2で、更に随意契約をしまして、修繕を行っております。

説明員 補足ですけれども、この2つの案件に関しては、平成30年度の当初予算の中には無い案件です。平成30年の3月25日にポンプが破損して、故障が分かったのが、平成29年度の終わりです。その時には平成30年度の予算が成立しておりますので、まず、この案件に関する予算が無い。しかし、こういった状況で早急に修理をしなくてはならないということで、その1工事に関しては、30年度の予算から捻出しまして、発注させていただきました。その1工事で運搬して分解して故障の内容を詳細に調べて、その上で見積をいただいています。その見積もりを基に30年度の補正予算ということになっております。その後、その2工事という事で随意契約を発注したという流れになります。

委員会 その間は、1回目の点検が終わって、また、その機械を戻して来たという事ですか。

説明員 1回目の緊急その1で大阪の枚方工場に持っていき、分解しまして、故障個所を確認して、見積をして、その間、大阪の工場ではポンプは分解された状態でありました。

委員会 その2工事というのは、引き続きで、向こうの工場の中にある状態から、直してもらおうということですね。

説明員 まず、予算が無い。その予算を確保するために補正予算を取らなければいけない。そこで段階を踏まないといけなかったものですから、一連ですけれども、その1、その2という事で考えなければならなかった。

説明員 予算が無かったことと、分解して詳細に点検しないと、どのような修理を行ったらよいかわからない。次の予算がいくら必要なかもわからないという状態だったので、その1とその2に分けた状態で発注をしました。

説明員 余談ですけれども、枚方工場に運んだ後に、大阪の地震がありまして、工場で分解した状態でそういった状態になった。10月くらいまでには、直していただかなければならないということもあったものですから、こちらの方も心配したのですが、工場の方は無事だと、今度は、7月に西日本豪雨がありまして、実は枚方から下請けに出している工場というのが、岡山とか広島でした。被災地ですね。そこでも心配したのですが、そこは、業者さんが様々なところに手配していただいて、工期には間に合いました。

委員会 そうすると、落札率というか、専門性というか、その会社でしか作っていない機械で、その修理や確認が実質上その会社でしかできない状況だということですよ。それはわかりました。そうすると次は、最初の契約の時に不具合に対する補償とか、そういうメンテナンスサービスみたいなものも含めたような契約というのはありうるのか。というのが一つ目の話です。二つ目の話は、予算と関係するのですが、町で色々なものを買われていて、それが壊れるというのは、当然一定の可能性としてあるのだとしたら、いわば予備費的なものが、当然あって、緊急の時はそれを充当するという仕組みがあって然るべきだと思うのですが、そのあたりはどうなっていますか。以上2点、物を納入するという義務と、それが、壊れた時の修理というのは、別々のものなのか、一体に出来ないのか。二つ目は予備費。いかがですか。

説明員 通常点検は行っているのですが、現場での点検というのがありまして、引き揚げて、詳細に分解整備まではしていないですから、今回の故障を防ぐことはできなかったです。

委員会 通常の運用というか、通常の運転の範囲で十分起こり得る故障というようなものなのであ

れば、当然それに対してこういうような期間で何とかしますという体制も含めて、はじめから発注するということはありませんか。

説明員 維持管理の委託の中で、その委託中に電気を止めて配線を直してというような不具合が生じたのであれば、何らかの瑕疵があったかもしれませんが、今回の案件に関しては、ポンプに異物を吸い込んで、ポンプの軸自体が壊れてしまったということで、通常の点検の範囲では発見できない、それとは別のところで起きた故障というか破損です。ですから、それに関しては、実際工場で分解してみて、そういう状況を確認して、初めて、そういったことが分かったものですから、ただ、そういったことが無くて、そのものになにも支障が無くて、何で動かないのかということであれば、通常の点検の中でできたのではないかという事で、業者の方で対応できたと思うのですが、今回に関しては、完全に異物で壊れたということがあったものですから、瑕疵というものは特にありません。

委員会 瑕疵じゃないけれども、逆に異物が入りやすいような流入の水路のところに、スクリーンか何かつけてゴミとかが入りにくいようにするようなものがあつたと思うのですが、そのところを直した方がいいとか、というようなことにはならないですか。

説明員 来年度、検討の中で、スクリーンの前に、今までは、人で異物を揚げていたのですが、機械で自動的に上げるような形のものを設置するという事で設置検討と予算化ということになっています。次の段階という話です。

委員会 予備費的なことは。

説明員 この工事は下水道の特別会計なのですが、各会計で予備費を設けておまして、一般会計ですと1000万円、下水道会計ですと数百万円というように設けているのですが、ここまでの規模は今までなくて、数千万円の額は想定外でしたので、対応出来ませんでした。今後、額は検討していかなければならないと思うのですが、予備費を数千万にしてしまうと予算の財源が厳しくなってしまうので、予備費を数千万、下水道でとるとするのは現実的ではないです。

委員会 今回だと、その位置で分解して、原因を突き止めるだけの部分にも充当できない予備費しかないということですね。900万円かかっていますから、その1で、そのような予備費の規模で本当にいいのか。あるいは、特別会計というのはよくわかるけど、予備費的な

ものは出来るだけ大きな枠で、何にしているかわからないためにおいているお金なのだから、あまり分けずに、少し大きい括りで積み上げていただいた方が、いいような気がしますけども、そこは難しいですよ。やはり。

事務局 会計ごとの予算の融通は出来ません。

⑤ 平成30年度 亘理町立小・中学校消防用設備等保守点検業務委託

入札方式：指名競争入札（予定価格は公表していない）

業種：役務の提供 施設管理

入札通知：平成30年 3月22日

入札開札：平成30年 3月30日

入札参加業者数：7社（うち辞退業者2社）

予定価格（税込）：14,480,483円

契約金額（税込）：3,186,000円（落札率：22.00%）

委員会 それでは、最後ですけれども小中学校の消防用設備等保守点検業務委託です。委員の皆様からご質問ありますでしょうか。これは、落札率が逆に低いという事なので、予定価格が、適正に計算されているのかどうか、ということですけども、いかがですか。

説明員 正直に言って、我々も困惑いたしました。落札率があまりにも低いと。この点検業務に関して言いますと、内容的には、消防用設備、消火設備とか警報設備、避難設備、排煙設備、非常電源専用受電設備、そういったものを消防法によって、点検しなければいけないということで義務付けられています。点検の期間と種類については、消防法の施行規則で決められたもので、機械点検が6ヶ月に1回、総点検1年に1回ということで、亘理町小中学校10校ありますので、6ヶ月点検を年2回、総合点検を年1回ということということで、都合30回検査がありますが、この予定価格をどうして出したかと言いますと、建築保全業務積算要領というのがありまして、直接物品費率とか業務管理費率、一般管理費率の算定ということで、これを用います。平成30年度の建築保全業務労務単価というのがありまして、この建築保全業務積算要領と建築保全業務労務単価によって、今回の予定価格を算出したものです。その内容は、数量に伴う直接人件費の割り出しでして、歩掛りと、例えば、消火器が何本あるかとかの数量、労務数量、労務単価ということで実施設計を割り出して、これで割り出した結果が、約1400万円の金額になったわけですけども、ちなみに、震災が落ち着いて、平成25年度に再開したときに、4社が参加し、その

際の予定価格が約1085万円でした。まだ、学校が出来ていなかった、荒浜中学校や荒浜小学校などを除いた7校分で行った金額がその金額です。落札した業者は、予定価格に近い約1046万円で落札しているのですが、他の3社に関しても1000万円を超える入札結果でした。ですから、積算根拠に関しては、今回出した予定価格に関しても、同一の要領に基づいているので、我々としては、こういう低落札の結果になったのは、意外でした。落札した業者に、聞いたところ、前回落札した業者は、約1400万円の入札をしているので、落札業者に、こんなに安くて、本当に消防法に合致した検査を実施出来ますかと聞いたところ、きちんと積算をすれば、1400万円なりの額となるのは、もったもた、と言われました。では、どうしてこの額になるのですかと質問したところ、要は点検をすることによって、不具合とか各学校の消火栓とか、ガス警報器の寿命とか、その都度、修繕箇所がでてきますけども、そういった情報が欲しいということでした。ですから、今後、このような入札に対して、色々決められた積算方法に基づいて、予定価格を算出していますが、安く上げてきた業者からすると、多分市場価格みたいな感じで、より柔軟に金額を出してきているのかなというのがあるので、次回の予定価格を算出するのに、悩ましい問題がでたのかなという気がします。

委員会 結果表を見ると、確かに約1200万円で入札している業者が1社あるけれども、他のところは、みんな、落札額に近い安い金額を書かれていますよね。この業界だと、予定価格は実態に即してなくて、多分こちらの落札額の方が実態に即しているということでしょうね。どうでしょうか。

説明員 そうですね。ほぼ、そんなに違わないような金額だということで、我々の予定価格の算出方法は、間違いではなかったのかなと。思っていたのですが。

委員会 もし、この業務の中で得られる具体的な調査の結果というものが、次の業務を行う上で、プラスに働く、役に立つということが、本当にあるのであれば、なんらかの対応を考えるべきでしょう。たぶんそれは、二つやり方があって、一つはこの業務と次の業務を抱き合わせで、安く入れていただくような仕組みにするということです。或いは、この調査業務で得られたデータのうち、一般に公開できるようなものは、誰でも見られるような形で公表することを考えなければなりません。そうしないと、この業務を取ったことが、次の業務を行う競争条件を変えてしまうこととなります。ただし、そうは言うものの、何々が壊れましたとか、何々が問題ありました、よりももっと突っ込んで、ものすごく専門的に、具体的な検査をする人しか分からないような、ここのところが悪かった、或いは、ここに

水が溜まっているとか、湿度が高いとか、周りの部材が腐りかけているからよくないとか、細かな情報が役に立つことも当然あると思うので、それまで公表するという事は難しいと思います。

後にものすごく影響するような情報は可能な限り、次の業務を入札するときに誰でも見られるというようにしないと、結局、最初の業務を安く取っておいて、後の業務を有利に進めることになり、競争条件が歪んでいるという事になると思います、とは言え、これもまた全体的な話ですけども、そこまで一所懸命考えなければいけない規模の話なのかということもあるのですけども。他どうでしょう。よろしいですか。

。

委員会

では、以上で、本日予定の五つの審議案件の審議を終了させていただきます。

それでは、意見具申を行うかを含めて、入札監視委員だけで、今までの結果について、協議をいたしたいと思いますので、隣の小会議室へご移動いただいて、取りまとめをしたいと思います。

～ 別室で委員のみで審議、意見具申等について協議 ～

委員会

お待たせしました。再開をいたします。まず委員の先生方と意見具申の必要性について、協議をいたしましたけれども、今回の案件については、特に具申すべきような懸念事項は無いということでさせていただきたいと思います。また、辞退理由を記入していただくなど、改善の方向で着実に早く進めていただいていることについては大変評価をしております。始まったところですので、どうなるか分からないのですけども、その他欄未記入みたいなものが、どうしても書きたくないというか、それで済ましてしまうという事例もあるかもわかりませんので、今後、少し検討していただいて、ここに書かれている理由がこういうものが多いものであれば、その他ではない選択肢として入れていただいて、そこから選んでいただくような形にする。逆に「その他」を選択肢に書かないといった工夫を今後また、していただければと思います。以上が本日の審議に関連することになります。

(4. 次回抽出者の確認)

委員会

それでは、続きまして、議事の4番目「次回抽出者の確認」で、次は7月頃に予定されている、今年度下半期の入札分のことですが、審議案件の抽出者は、第1回会議の時に50音順でということになっておりましたので、それでいうと真田委員にお願いすることになります。よろしく願いしてください。

委員会 以上で「次回抽出者の確認」を終了します。以上で事務局からお願いします。

(5. その他)

事務局 事務局から、その他ということ、入札監視委員会条例で町長が必要と認める事項について調査審議を依頼させていただいて、それに対する意見具申をいただけるということなので、事前にお渡しさせていただいた「亶理町からの相談事項」という資料をご覧いただければと思います。最近、議会議員の皆様方から、町内業者の保護育成のため、いろいろご指摘されることがありまして、最近、落札率が低くなり、いき過ぎた競争が、とかですとか、いま震災復興で工事案件が相当あるのですけども、平成32年度は、工事案件も相当少なくなって、そのような中で、今後、町内業者のことも少し気にされているのかと、その思いは本当にわかるのですが、ここに質問事項を確認させていただくので、率直なご意見をいただければと思って、お時間取らせていただきました。(1)は入札参加条件として、町内業者と町外業者で総合評点値に差をつけてはどうか、というご意見がありまして、経営事項審査制度というのに基づいて、業者の規模とか経営状況とか実力とかを客観的に数値化して、何百点か決めて、例えば700点以上の業者のときは、参加出来ますとかですね。現在、亶理町ではその条件は、町内と町外同じ点数で、土木一式工事では700点以上としているのですが、その町内と町外で差をつけるべきではないかというご意見をいただいています、他の近隣自治体を調べさせて頂いたところ、確かに差をつけているところも、いくつか散見はされました。(2)は、総合評点値ではなく、総合評価方式で、先ほど少しお話した、点数だけではなく、技術とか、それ以外の事項も入札参加条件に加える方法なのですが、例えば、災害防止協定とか亶理町内の除雪作業に協力しているというものを加点して、町内業者に有利になるような方法というか、総合評価落札方式を導入しては、ということも言われていまして、亶理町は、一部21年度に試験的に実施しているのですが、他の自治体では、実際やっているところとか、今後やることを検討し始めているところとかもあるようでございます。裏面は追加質問ですけども、総合評点値の点数ごとに入札に参加できる工事価格を設定し、例えば1億円以上であれば800点、1億から5000万円なら700点、5000万円以下は600点とか、工事の大きさによって、参加できる業者を振り分けて、適正な分配に配慮とありますけども、それぞれの業者が、入札に参加できるような基準を設けたら、というようなご意見もいただいているところです。資料に、本日はいらっしゃらない委員長からご回答いただいた中で、(1)、(2)、(3)それぞれ回答いただいているのですが、集約すると、町内業者が著しく有利になるような加点ということは、町の裁量を超えて違法になる恐れがあるので、客観的

に合理的な理由による加点が必要であるとのこと。また、町内の経済的効果など、町内業者を優遇したい気持ちは解るけども、原則は一般競争入札であるので、逸脱しない範囲での条件を慎重に決めなければいけないというふうに回答いただいております。第三者的に率直にご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員会

この入札制度改革に至った直前の問題を考えるならば、他の団体がいかにそれをやろうとしても、亘理町が行うのは、最後でしょう。他のところがやっていない段階で、問題を起こしたところが、先にやりますという事はありません。社会が許さないと思います。というのが私の意見です。ですので、委員長は、法律から見て、能力のある業者を広く募って、一般競争入札させるのが基本であって、それを逸脱して、それ以上の特殊な事情を勘案するのは、むしろ例外なのである。という法律の考え方に従うべきであるというご意見ですが、やはり、そうだというふうに私は思います。

委員会

入札に応じる業者が少ないということをどうやって減らしていくか、応札者を増やしていくか、競争性を高めていくかという事を中心として、大事な課題として、入札監視委員会をやっているというところから行くと、総合評点でランク分けをして、適材適所という考えもひとつは合理的かとは思いますが、より上のランクを目指している小さな会社に門戸を逆に閉ざすような形になることはないのかという感じがします。民間というのは、自分のできないことまで引き受けて、その後のロスとか出たコストを引き受けるというように、自分の可能な範囲の案件を見極めつつ、しかも挑戦するという事を、会社を伸ばすためにやっていきたいという事を考えながら入札していると思います。ですので門戸を制限するよりは、広げて多くの方に参加していただくというふうに考えるのが入札とはそうあるべきだと思います。もちろん、町内業者を保護するとか育てるといのは、各市町村の大事な課題でもありますし、指名競争入札の参加業者を選ぶとき、施工可能な工事を発注するときは、優先的に町内業者を指名するとか、かなり町内業者を大事にするといのは、亘理町の指名基準に書いていますから、最終的に入札に参加できるかできないかというところで、あまり格差がつくというのは望ましくない。会社が頑張るといことであれば、どんどん出てこられるような体系になっていたほうが、門戸を広げようとしたほうがよいのではないかと思います。

委員会

1者入札のケースもあるわけですし、もっと入札参加者が増えることを目指している中でこういった町内町外と分けると、また、参加者が少なくなることも当然出てくるわけで、やり方にもよりますが、逆行する部分もあると思うので、ここは慎重に、まずは門戸を

広げる方向で考えてきたわけですので、そこをやり遂げた後の話という気がします。

説明員

総合評価方式で、イメージとして、町内業者にもものすごく有利なことをしようとしているふうに見えるのですが、国とかもかなり進めていて、大きな工事になればなるほど、これが採用されているという事で、ダンピングを防止するために、ぎりぎりの最低制限価格のところに入ってきて、施工能力があるかないか分からないようなところにとられて、最近、近隣で工事が完工せず、契約不履行とかがありましたけど、そういうこともあるので、ある程度ウエイトは低く抑えて採用してもいいのではないかと、近隣を見ていると、休んでいるところもあるようですけど、再開しているところもあるので、除雪とか、ほとんどボランティアに近い状態でしていただいているので、金銭的メリットは無いかもしれませんが、町の体制として、そういう意識はあるというのが伝わればと思います。

委員会

現在の事情が本当にそういう事情かどうかですね。さっきの事例であったように、1社しかない落札率が高止まりしているということが結構ある、ダンピングで、我々が契約した業務が終わらなくて困るという状況が頻発しているのならば、今の意見は妥当性があるでしょうけど、多分そうではないのではないかと。未来永劫に渡って地元の優遇策を考える必要は全くない、とは言わないけれども、やはり時期尚早なんじゃないですか。全面的に否定することはないけれども、今はどちらかというと、参加者を大きく広げて町内、町外限らず、能力のある業者に広く参加してもらおうという方向性の方が大事だと思って運営してきているので、その方向を今変えるよりは、もう少しこういうことでやりたいと、その結果、ダンピングなどの弊害が出てきたら、その時に考えるということでもいいと思います。町外の業者が請け負ったけれども完工せずに困っているということにまだなっていないわけですから、時期がまだ早いという感じがします。

事務局

やはり、客観的で合理的な理由というのは、最低限必要だとは思いますが、そこは、慎重に検討はさせていただき、その時にはご相談させていただいたと思います。ありがとうございます。

委員会

言い忘れました。ご相談で、先ほど別室で話をしたのですが、抽出の時に抽出者には、事前にリストを頂いていますよね。先ほどご意見いただいたのは、前回の時も話に出ましたが、一般的に抽出者がというよりも、個別の案件よりも、全体的に変なこと、おかしなことが起きていないかどうかということのを少し見ておきたいという気持ちも委員の皆さんにあって、このリストを抽出者以外にも早めに頂けないかという意見がありました。

抽出者にお送りいただいているものを他の委員全員に配付いただければと思います。

事務局

ありがとうございました。次回の入札監視委員会は7月頃の開催を予定しております。今回同様メール等で日程調整をして開催日を決定します。以上で第4回互理町入札監視委員会を閉会します。ありがとうございました。

以上